

子ども・子育て事務センター開設準備業務

質疑・回答表

番号	質問	回答
1	<p>◆実施要領と仕様上での勤務時間記載の相違について ⇒実施要領上では9時～17時までの勤務となりますが、仕様上では8時30分～17時15分となります為、実際に勤務をする時間はどちらが正かご回答願います。</p>	<p>実施要領に記載の9時～17時が正となります。お見積もりは、実施要領に記載の就業時間で見積もりの積算をお願いいたします。</p>
2	<p>◆提案書の様式について ⇒実施要領に様式9の記述方法は配点表上の大項目順に作成するよう定められておりますが、お示しを頂いた様式9の評価項目順ではなく、実施要領の表1に沿って作成をする形で宜しいでしょうか？</p>	<p>様式9の記載項目に誤りがありますので、ご質問いただいた通り表1の内容に沿って記載をしてください。</p>
3	<p>子ども・子育て事務センター開設の詳細につきましては、本準備業務を経て策定されるものと認識しておりますが、貴市において既にお決まりの範囲で構いませんので、現時点の用途（例：令和3年度上半期中に開設予定、センター従事者約●名規模等）をご教示下さい。</p>	<p>現時点では令和3年4月1日より新潟市役所こども未来部保育課内に開設を予定しております。なお、従事者数については通常時において10名以内を想定しています。</p>
4	<p>子ども・子育て事務センター開設後、当センター運営については、全部もしくは大部分を委託化のご予定はございますでしょうか。</p>	<p>子ども・子育て事務センターでは、処理していただく業務及び運営全てを委託化する予定です。本公募のうち開設準備業務（業務委託）については事務センターで処理（委託化）する業務を調査していただくという形になります。</p>
5	<p>仕様書の別紙2・別紙3に示された業務内容・年間処理件数・年間処理時間・年間作業時間については、本件の業務委託契約部分の調査対象という認識でよろしいでしょうか。その場合、別紙2・別紙3記載の業務は、本庁・区・事務センターで分担されると認識しますが、現時点では、何割程度が事務センターの担当になると見込まれていますでしょうか</p>	<p>ご質問のとおり、仕様書の別紙2及び3に記載されている業務内容に対する「年間処理件数・年間処理時間・年間作業時間（以下、「作業量」といいます）は事務センターで担当することを想定している事務処理件数及び時間を抽出しています。</p>

子ども・子育て事務センター開設準備業務

質疑・回答表

番号	質問	回答
6	子ども・子育て事務センターについて、開設後に委託化された場合、本準備業務受託業者であっても、受託可能でしょうか。（後続のセンター運営業務の受託者としての資格を失わないか）	子ども・子育て事務センターについては開設と委託を同時にすることを予定しており、その事業についても公募することを想定しています。その場合、本業務調査の受託者もセンターの運営業務の公募に参加可能です。
7	本件業務範囲において、これまでに派遣契約を締結されたことのある事業者名をご教示下さい。開示可能でしたら、単価等の契約情報もご教示下さい。	本市では現在、仕様書上の労働者派遣契約部分に該当する、幼児教育・保育無償化にかかる事務を中心とした業務について派遣契約を締結しております。その事業者名と派遣料金（1人1時間当たり契約単価）は以下のとおりです。 ・事業者名：株式会社 マンパワー ・派遣料金：1,519円
8	予算上限額は、労働者派遣契約と業務委託契約合わせたの上限額の認識でよろしいでしょうか	ご質問のとおり、二つの契約を合わせた上限額となります。
9	こども・子育て事務センターの開設はいつでしょうか	現時点では令和3年4月1日を予定しています。
10	こども・子育て事務センター開設準備業務委託の内容ですが、センター開設にむけて、成果品（フロー、マニュアル、実施体制案等）を作成するにあたり、契約期間内で調査等をするという認識でよろしいでしょうか、また、それにあたって、派遣社員、職員様の行っている業務等の調査をするという派遣業務と委託業務の関係性の認識でよろしいでしょうか	ご質問のとおり、契約期間内（令和2年7月1日から12月28日）までの間で調査業務をしていただくこととなります。また、派遣業務と委託業務の関係性については参加事業者様の提案内容により細かい点で異なる場合もあるかと思いますが、派遣職員及び本市の職員が行っている業務の調査を行っていただくという点は、その通りです。

子ども・子育て事務センター開設準備業務

質疑・回答表

番号	質問	回答
11	<p>(番号10)につき、どのような調査をするか、人員配置、運営体制、スケジュールなどの提案という認識でよろしいでしょうか</p> <p>※ () 内の記載は本市の補記による</p>	<p>本プロポーザルに対して本市が求める提案内容という意味合いであれば、ご質問の内容が含まれます。今回の公募では労働者派遣業務と開設準備業務の二つが一体となっており、開設準備業務の方が提案いただく内容は多いかと思いますが、労働者派遣業務についても突発的な欠勤に対する対応などの評価項目があります。なお、評価項目は実施要領5ページの表1に記載してありますが、労働者派遣契約と開設準備業務（委託契約）のどちらを指しているかをカッコ書きした修正版を併せて掲載しますので、ご参照ください。なお、カッコ内で派遣契約か委託契約かを示していますが、あくまで本市の想定であり必ずしもその通りに提案していただく必要はありません。本市が派遣契約のみしか関係しないと考えていた項目であっても参加事業者様の提案内容によっては派遣契約と委託契約両方に関連する可能性もあるためです。あくまで目安としてお考えください。</p>
12	<p>同種業務実績報告書は、契約年度のご指定はありますか</p>	<p>同種業務実績報告書は労働者派遣（様式7）および業務委託（様式8）の二つを提出していただきますが、それぞれの様式に記載してある通り過去5年間（H31からH27）の実績を報告してください。なお、実績がない場合は提出は不要です。</p>
13	<p>また、（同種業務実績報告は）契約書の写しと仕様書の両方が必要となりますか</p> <p>※ () 内の記載は本市の補記による</p>	<p>ご質問のとおり、両方を添付してください。</p>

子ども・子育て事務センター開設準備業務

質疑・回答表

番号	質問	回答
14	貸与品に関しては、業務委託の業務に関しても（ID・PC・プリンター等）の貸与、研修等がありますか	IDを含む貸与品に関しては、原則として労働者派遣業務に従事する派遣職員に限定します。前提として、開設準備業務（業務委託）を行っていただく調査担当者は派遣職員とは別の方となること、かつ区役所や本庁の間を移動することを考慮するとIDやプリンタ、PCをこちらが用意し、指定した場所で作業していただくことが現実的ではないためです。ただし、開設準備業務（業務委託）を行う上で必要となる子ども・子育て支援新制度上の知識や本市の事務フローなどは必要に応じて打合せの席等でご説明は致します。また、研修についても必要であればご出席いただくことは可能です。
15	その他の文房具類に関しては、派遣契約上でも乙の準備となりますか	ご質問のとおり、派遣契約上でも文房具類は乙の準備とします。
16	業務委託の支払方法ですが、成果物を確認後となっておりますが、仮に期間終了後に完成となった場合は、それまでのご請求、支払いがないという認識でしょうか 一方で、期間内で段階的に成果物を完成するスケジュールの提案の場合は、これに限らないでしょうか、また総額の月割等の請求は可能でしょうか	開設準備業務（業務委託）の支払いについては、成果物を確認後の一括払いとなりますので、月割は致しません。また、期間終了後の完成は想定していませんので、仮に期間内に成果物が提出できない場合は変更契約による期間延長か、その時点での成果に対する支払となります。
17	確認ですが、年間の業務内容は別紙2、年間の業務予定時間は別紙3でよろしかったでしょうか	ご質問のとおり別紙2は開設準備業務として調査の対象とする時間、別紙3はこれらの年間の業務時間を示しています。
18	業務委託の見積書ですが、業務時間は以下のとおりとすると記載がありますが、何時でしょうか	見積書（様式11）に記載の以下の文言は誤りですので削除しました。修正後の見積書を併せて掲載しますので、ご確認印ください。 【以下、削除した記載】 <u>積算の基礎とする業務時間は以下のとおりとして下さい。</u> <u>・保育事務センター開設に向けた準備業務：令和2年7月～12月の業務時間</u>

子ども・子育て事務センター開設準備業務

質疑・回答表

番号	質問	回答
19	業務委託に関して、実施場所は派遣と同様の認識でよろしいでしょうか、その場合、時間等も同様となりますか	開設準備業務（業務委託）については仕様書の2ページに記載のとおり、派遣職員や本市職員への聞き取り及び本市の提供した資料を基に進めていただきますので、原則として実施場所は派遣契約と同様になることを想定していますが、座席等の専用スペースは用意致しません。そのため、提案内容にもよるかと思いますが、マニュアルやフローの実務的な作業については参加事業者様の自社スペースあるいは自費で別途用意するスペースにより行っていただくことになります。以上のことから、必ずしも派遣契約と実施場所や作業時間が一致するものではないと考えています。
20	派遣契約の単価は交通費を含む単価でよろしいでしょうか	ご質問のとおり交通費を含めてください。
21	対象範囲業務の中で、派遣社員が担当の業務はどれになりますか	労働者派遣契約は仕様書2ページに記載している通り幼児教育・保育無償化の業務（3ページの対象範囲では主として1, 2, 3, 6, 7, 19, 20, 21。なお、同ページの「5 準備業務の対象とする範囲・成果品」は開設準備業務（業務委託）を想定して記載したものです。）を中心に行っていただきます。
22	業務委託において、必要なOA機器、備品、消耗品等は経費として試算をする認識でよろしいでしょうか	ご質問のとおり経費として積算してください。なお、上述のとおり開設準備業務（業務委託）に対して作業スペース等は設けておりませんので、それらを用意する経費が必要であればそれも積算してください。

子ども・子育て事務センター開設準備業務

質疑・回答表

番号	質問	回答
23	業務委託において、例えば区役所への調査等も発生する認識でよろしいでしょうか	ご質問のとおり、開設準備業務（業務委託）については本庁と区の間での業務分担等を意識しつつ進めていただく必要がありますので、調査の過程で区役所に赴いていただき、職員へのヒアリング等が発生すると考えています。
24		<p>【実施要領の一部訂正について】</p> <p>実施要領8ページ目の【備品詳細】にて使用可能なプロジェクターを以下の機材へ変更します。修正後の要領を併せて掲載しますので、ご確認ください。</p> <p>○三菱LVP-XD300</p>
25		<p>【実施要領の一部訂正について】</p> <p>実施要領9ページ目の失格事項について、以下のとおり事項を加えました。訂正後の要領を併せて掲載しますので、ご確認ください。</p> <p>○追加事項</p> <p><u>(7) 労働者派遣契約の見積価格が本市の定める最低制限価格（単価）未満であった場合</u></p>